

部落内回覧してください。

神産第208号
令和8年4月15日

部落会長殿

神山町長 河野 雅 俊

神山農業振興地域（農用地区域）からの
除外申出の受付について（通知）

平素は、農用地の有効利用推進について格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の農用地の除外申し出を次の内容により受付いたします。

つきましては、農用地除外を必要とされる方は、除外申し出書をご提出くださいますようお願いいたします。

1. 農用地除外申し出が必要な方

農業以外の目的で農地を使用する場合には農用地区域から除外（農振除外）する手続きが必要となります。

- 例）・現況農用地であって、令和8年度において住宅、工場、作業所等の建設及び山林等へ転用を予定されている土地。
・現況が山林等で地目が農地のままの土地。

2. 申し出締切日

令和8年5月15日（金）

3. 提出書類

除外申出書を提出してください。

（提出書類は、産業観光課、広野支所、各公民館に備えています。）

4. 提出先

神山町役場産業観光課、広野支所、各公民館

5. その他

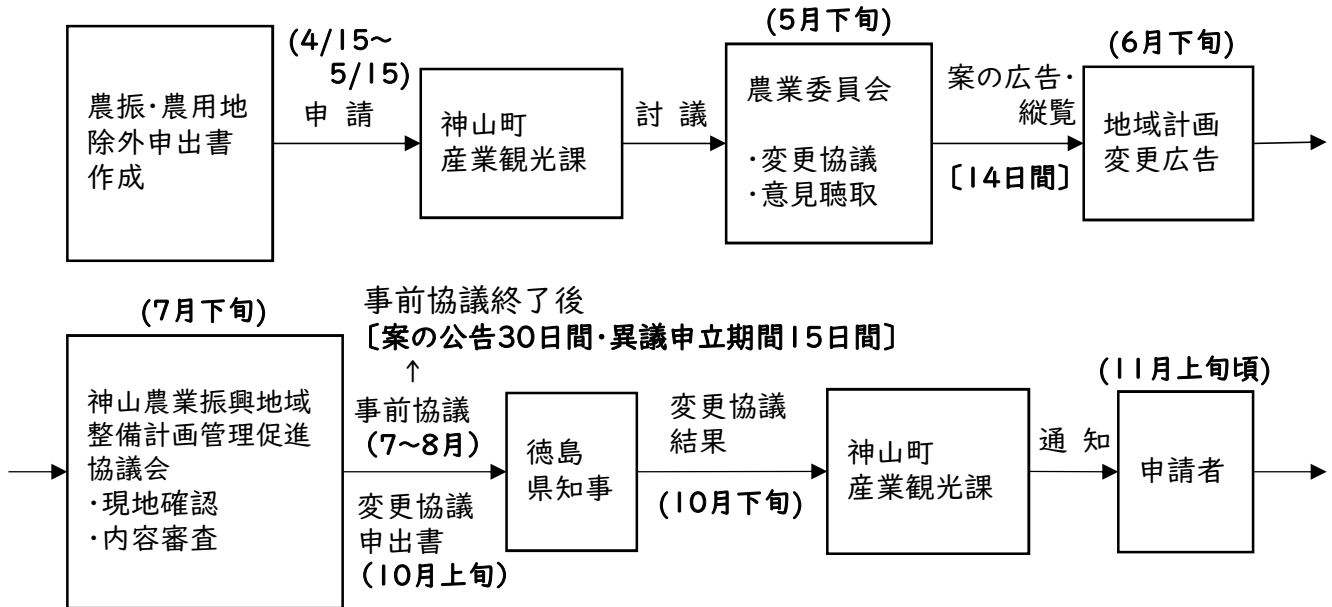
- 今回、除外申出書を提出される方は、各地区の農業委員さんに土地の状況、場所、転用目的等について連絡しておいてください。
- 農用地除外の認可を受けたのち、農地法に基づく転用申請を農業委員会に提出することになります。
- 申請書の受付を年2回行っています。次回は令和8年10月の受付を予定しています。
- 法改正に伴い手続きに要する期間が増加するため、令和7年度から、従来よりも受付開始・締切が1か月早くなっています。

農地の転用は許可を受けてから

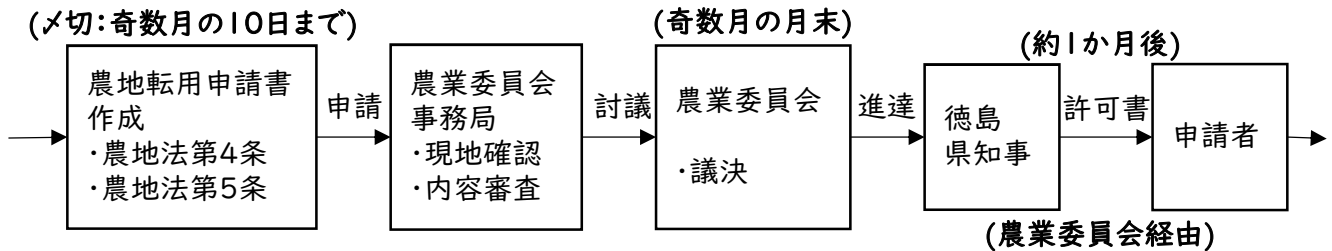
農地を買うときや売るとき、交換したり、宅地や山林にする場合は農業委員会や県知事の許可を受けなければなりません。

——申請の手続きから許可されるまで——

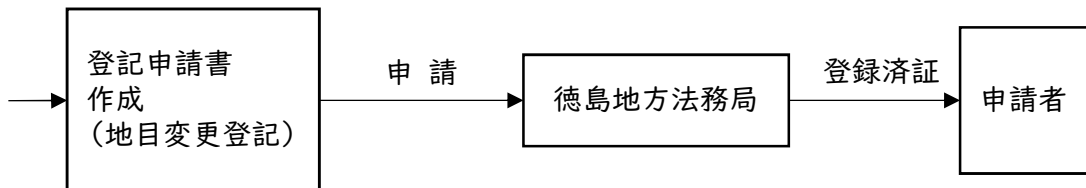
○ 神山農業振興地域農用地除外申請手続き (受付—神山町産業観光課) (地域計画からの除外手続きを含む)



○ 農地転用申請手続き (受付—神山町農業委員会事務局) (農業委員会は奇数月に開催：1月・3月・5月・7月・9月・11月) (×切：奇数月の10日まで)



○ 登記申請手続き (受付—徳島地方法務局)



大切な農地を有効に利用しましょう。

各 位

神山町長 河野 雅 俊

神山農業振興地域（農用地区域）からの
除外申出の受付について（通知）

平素は、農用地の有効利用推進について格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の農用地の除外申し出を次の内容により受付いたします。

つきましては、農用地除外を必要とされる方は、除外申し出書をご提出くださいますようお願いいたします。

1. 農用地除外申し出が必要な方

農業以外の目的で農地を使用する場合には農用地区域から除外（農振除外）する手続きが必要となります。

- 例）・現況農用地であって、令和8年度において住宅、工場、作業所等の建設及び山林等へ転用を予定されている土地。
・現況が山林等で地目が農地のままの土地。

2. 申し出締切日

令和8年5月15日（金）

3. 提出書類

除外申出書を提出してください。

（提出書類は、産業観光課、広野支所、各公民館に備えています。）

4. 提 出 先

神山町役場産業観光課、広野支所、各公民館

5. その他

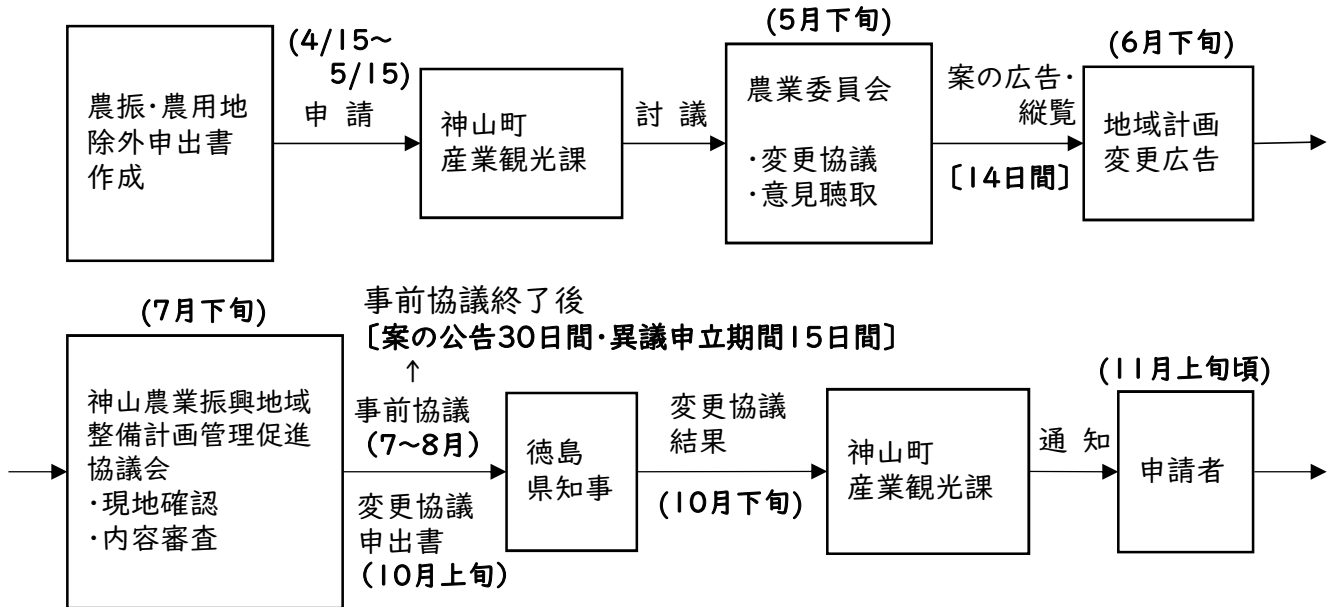
- 今回、除外申出書を提出される方は、各地区の農業委員さんに土地の状況、場所、転用目的等について連絡しておいてください。
- 農用地除外の認可を受けたのち、農地法に基づく転用申請を農業委員会に提出することになります。
- 申請書の受付を年2回行っています。次回は令和8年10月の受付を予定しています。
- 法改正に伴い手続きに要する期間が増加するため、令和7年度から、従来よりも受付開始・締切が1か月早くなっています。

農地の転用は許可を受けてから

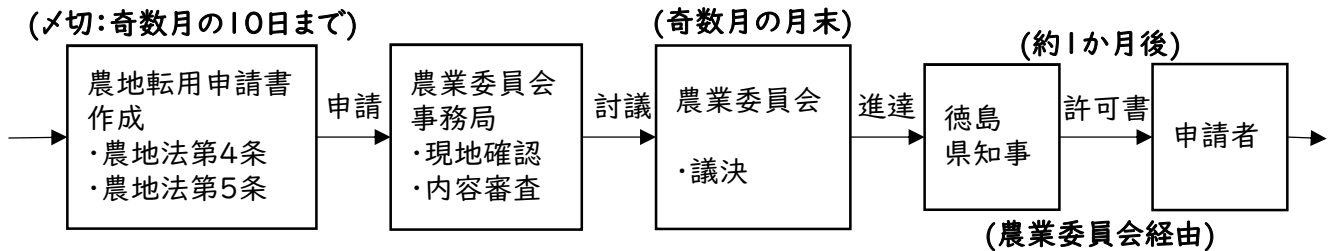
農地を買うときや売るとき、交換したり、宅地や山林にする場合は農業委員会や県知事の許可を受けなければなりません。

——申請の手続きから許可されるまで——

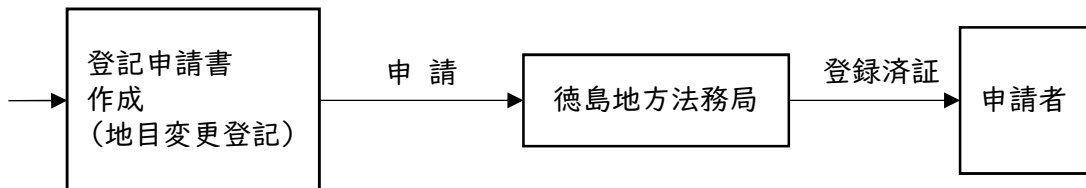
○ 神山農業振興地域農用地除外申請手続き (受付—神山町産業観光課) (地域計画からの除外手続きを含む)



○ 農地転用申請手続き (受付—神山町農業委員会事務局) (農業委員会は奇数月に開催：1月・3月・5月・7月・9月・11月) (×切：奇数月の10日まで)



○ 登記申請手続き (受付—徳島地方法務局)



大切な農地を有効に利用しましょう。